

第21期第14回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和5年6月8日（木曜日）14時00分

2 開催場所

札幌市中央区北3条西7丁目 第2水産ビル 8階 8BC会議室

3 出席委員

会長 野川秀樹、委員 鈴木和博、委員 小川勝士、委員 佐々木昇、  
委員 渡邊哲也、委員 大井 昇、委員 山口俊介、委員 木村直哉、  
委員 杉若圭一、委員 井尻成保、委員 古谷直樹  
（出席11名）

4 議事録署名委員

小川勝士、佐々木昇

5 事務局

事務局長 荒井弘志

6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課	サケマス・内水面担当課長	野田勝彦
	課長補佐（遊漁内水面）	岡村淳一
	遊漁内水面係長	小川元樹
	主査（増殖）	佐藤岳志
	主査（内水面）	香内貴之
	遊漁内水面係 主事	大澤龍仁
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場		
	内水面資源部長	楠田 聡
公益社団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会		
	主査	杉本行広

7 議事事項

議案第1号 さけ・ます遡上河川における委員会指示について

議案第2号 水域利用調整区域の指定に係る意見について

## 8 議事内容

(事務局)

ただ今から、第21期第14回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。  
開会にあたり、野川会長からご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

(野川会長)

委員会の開催にあたりまして一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しい中、委員会にご出席いただきありがとうございます。  
また、北海道水産林務部漁業管理課の野田サケマス・内水面担当課長をはじめ漁業管理課の皆様、さけます内水面水産試験場、議題の関係から北海道さけます増殖事業協会からもご臨席いただいております。心からお礼申し上げますとともに、委員会の審議につきまして、ご指導ご助言をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日の委員会でございますけれども、例年この時期にご審議いただいております「千歳川と斜里川のさけ・ます遡上河川における委員会指示について」と「洞爺湖の水域利用調整区域の設定に係る意見について」を予定しております。委員の皆様には、ご審議のほどよろしく申し上げまして簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

(事務局)

続きまして、北海道水産林務部を代表しまして、漁業管理課の野田サケマス・内水面担当課長からご挨拶をお願いします。

〔来賓挨拶〕

(北海道 野田サケマス・内水面担当課長)

6月の人事異動でサケマス・内水面担当課長となりました野田でございます。よろしくお願いいたします。第21期第14回北海道内水面漁場管理委員会の開催にあたりましてご挨拶申し上げます。野川会長を始め委員の皆様におかれましては、日頃より本道の内水面漁業の振興などについてご尽力いただいておりますことに対しまして厚くお礼申し上げます。また、水産行政の推進にあたりまして、ご助言、ご指導を賜っておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、本日の審議案件に関連しております昨年の秋サケの来遊状況については、一部の海域においては、依然として厳しい状況にあるものの、7年ぶりに全道では3千万尾台の来遊となりました。海での漁獲尾数は2,900万尾、金額は640億円となったところがあります。

また、秋さけの再生産用親魚の確保状況ですが、漁期の当初は、親魚の不足が予測さ

れる海域もありましたが、全道では、概ね計画どおりの種卵が確保されたところであります。さて、本日は、私どもから要請させていただきました千歳川と斜里川における魚類の採捕禁止に係る委員会指示の発動についてご審議いただくわけですが、両河川とも、全道のさけ・ますふ化放流事業を推進するうえで、大変重要な河川であり、安定的に親魚や種卵を確保するため、北海道さけ・ます増殖事業協会から、強く要請をされております。

道といたしましても、本委員会指示は、河川での釣りを装った秋さけの密漁を防止して親魚の損傷やストレスを防ぎ、良質な種卵を確保するためには、必要不可欠な措置と考えておりますので、ご理解のうえご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げましてご挨拶といたします。本日はよろしくお願ひします。

(事務局)

野田課長ありがとうございました。6月1日付けで北海道の人事異動がありましたので、本日出席の来賓の方々をご紹介します。

(順次、来賓紹介)

(事務局)

この後の議事進行は野川会長にお願いします。

[議事]

(野川会長)

それでは、議事を進めていきます。最初に出席委員の人数報告をいたします。

本日は、委員定数18名中、欠席委員7名で11名の委員に出席していただいておりますので、委員会は成立していることを報告します。次に、議事録署名委員を私の方から指名させていただきます。

本日は、小川委員と佐々木委員にお願いします。よろしくお願ひします。

それでは、早速審議に入ります。

議案第1号の「さけ・ます遡上河川における委員会指示について」を上程します。

最初に事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号の「さけ・ます遡上河川における委員会指示について」ご説明いたします。

右上に資料1と記載した資料をご覧ください。1ページが委員会指示文となっております。この委員会指示は、水産林務部長からの要請に基づき行うもので、委員会指示の文面は年度の更新以外、昨年からの変更点はございません。委員会指示文を読み上げて説明に代えさせていただきます。さけ及びます資源の安定した維持を図るため、密漁に伴う親魚魚体の損傷等が人工ふ化放流事業の支障となっている次の河川について、漁業法第120

条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。ただし、北海道漁業調整規則第52条の規定により知事の許可を受けた場合、又は同規則同条に定める試験研究等の場合であって、委員会が認めた場合はこの限りでない。

委員会指示を発動する河川と内容は下段の表のとおりとなっています。

河川名 千歳川、禁止区域は石狩川支流千歳川上流 根志超橋下流端から千歳市花園1丁目地先 一般社団法人 日本海さけ・ます増殖事業協会千歳捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の千歳川本支流の区域、禁止期間でございますが令和5年8月21日から10月31日までとなっております。

河川名 斜里川、禁止区域は斜里川河口から斜里川上流 斜里郡斜里町新光町31番地1地先 一般社団法人 北見管内さけ・ます増殖事業協会 斜里捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の斜里川本流の区域、禁止期間は令和5年8月1日から12月25日まで、採捕禁止の対象はいずれも魚類となっています。

次に裏面の2ページをご覧ください。委員会指示の但し書きに定めた試験研究等の場合に委員会が承認する事務の取扱要領となっています。3ページから5ページまでは要領で定める申請書等の様式となっています。近年は、この申請はありませんが、要領に基づく承認申請があった場合の対応につきましては、例年同様、会長にご一任いただきますようお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

(会長)

引き続き、委員会指示の要請に至る経緯などについて、漁業管理課より説明させていただきます。

[漁業管理課説明]

(漁業管理課 佐藤主査)

漁業管理課サケマス係の佐藤です。

要請内容ですが、先ほど事務局長から説明のとおり、道が公益社団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会から要請を受け、石狩管内の千歳川及びオホーツク管内の斜里川の2河川の一定の区域内における魚類の採捕禁止について、北海道内水面漁場管理委員会に対しまして、委員会指示の発動を要請するものです。具体的な委員会指示の内容は、先ほど事務局長から説明のあった委員会指示の案と同様のため省略いたしまして、要請理由について資料1の10ページ目、同協会から提出のありました理由書に沿って説明をしたいと思います。本道漁業において重要な魚種であるさけ・ます類については、人工ふ化放流事業により成り立っており、各地区の増殖団体は、再生産に必要な親魚の捕獲や採卵・ふ化・放流の業務を実施しておりますが、近年は、資源が減少傾向で依然として地域間格差が大きく、また、遡上親魚が減少している河川もあり、広域的な種卵の需給調整をしなければ計画数を下回る事態が続いております。今回要請する両河川では、全道が厳しい中においても、委員会指示の効果もあり、安定的で計画的な捕獲ができており、全道の

基幹河川として不足地域へ移植用種卵を供給する役割を担っており、特に、昨年は本州太平洋各県から種卵移植の要請があり、当該河川を含めた全道の河川から延べ1億粒の種卵を供給しており、両河川の重要性が一層大きくなってきております。一方で、依然として密漁が見られることから、各地区の増殖団体では、取締機関との合同パトロールや、危険な夜間は民間警備会社に委託するなどの対策を実施しておりますが、昨今の秋さけ価格の高騰も相まって暴力団による組織的な事犯も発生するなど、密漁被害の拡大が懸念されることから、健康な稚魚の育成や放流を行うため、密漁による再生産親魚の取奪や魚体損傷を防止することが強く望まれているところです。これらの河川では、さけ・ます類以外の釣りを装った密漁行為も多く、秋さけの違法な採捕行為の抑止には、魚類の採捕を制限することが必要であることから、引き続き、委員会指示の発動をお願いしたいという理由になっております。道としましても、秋さけが来遊不振の中で千歳川と斜里川ともに年ごとの変動はありますが、平成28年から捕獲数が減少する中、近年、特にオホーツク管内では蓄養親魚が盗難されるなどの組織的な事案も発生し、更には暴力団関係者の関与も聞かれるなど、来遊の低迷、価格の高騰の状況下においては、河川内の秋さけ親魚や種卵を狙った密漁行為の拡大が懸念される状況となっております。このため、これら密漁行為によって親魚確保、採卵事業への影響が生じないように、更には地域トラブルを未然に防止したいと考えております。なお、本委員会指示は、過剰な規制とならないよう、これまで親魚の捕獲実態などを勘案して指示期間の見直しを行うなど、状況変化に即時対応しており、今回に関しても同様の考えにより、引き続き委員会指示の発動を要請するものであり、全道におけるさけ・ますの基幹河川として重要な千歳川、斜里川の2河川に係る魚類の採捕禁止措置について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、委員会への要請文書には、その他の資料として、昨年度の捕獲・採卵・移植実績や、これまでの委員会指示の発動状況のほか、千歳川と斜里川に係る区域図や、昨年度の密漁パトロールや近隣河川の啓発活動などを関係資料として添付しておりますので、後ほどお目通しください。以上で委員会指示の発動要請に係る説明を終わります。

(会 長)

事務局から委員会指示の内容、それから漁業管理課から委員会指示の要請に至る経過等についての説明が終わりました。委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

・・・

(会 長)

ご質問などがなければ、議案第1号につきましては、原案のとおり委員会指示を発動することにご異議ございませんか。

(井尻委員)

資料の14ページですが、計画尾数に対し実績はるかに上回っています。これは捕れるだけ捕って受精卵をつくれればいいということなのですか。上回ることに何の規制はないのでしょうか。

(佐藤主査)

昨年、千歳川のさけの遡上が好調であったということもあります。

地域によっては、来遊の格差があり計画の達成が難しいところもあり、こうした地区への移殖や、去年は道外からも種卵の移殖要請があり、千歳川で採卵し種卵の供給を行ってまいりました。増殖団体では、そういった種卵の確保を行いつつ、自然そ上を促すなどの取組も行っております。

(井尻委員)

多く作って要請があるところに移殖する。自然産卵のことについてお話がありましたけど、積極的に一部は上流に遡上させているということなののでしょうか。

(佐藤主査)

当面については、増殖事業に供する捕獲や採卵が行われますが、十分に確保されれば、ウライなどの捕獲施設を撤去し自然産卵を促します。

(井尻委員)

達成された後に上流に遡上させるということなののでしょうか。

(佐藤主査)

その河川の捕獲数の他に、不足するところへ供給するための捕獲数もありますので、その河川の捕獲計画数と比べると異なる年もありますが、増殖事業団体が必要な捕獲数の確保を行ったということです。

(井尻委員)

計画に比べて斜里川では10倍位捕っている。予想よりも大きく遡上してきたということですね。

(野田担当課長)

数字だけ見るとすごく遡上しています。もう少し河川に遡上させた方が良いのではないかという意見もあります。計画数と同じ尾数を確保しても良質な種卵が確保できるかどうかは別な話です。産卵に適した親魚を選びながら採卵するという取組を増殖事業団体はやっていますが、満身に捕れない場合は、ほとんど全部を採卵しなければならないの

が実情です。数字的には、かなり余裕があるように見えますが、その中から選抜して採卵するような取組を増殖事業団体がやっていると聞いています。

また、道では、ふ化放流計画の策定方針にも野生魚を活用した取組を進めようということで、増殖事業団体にも促しております。日高管内のようにウライを全て撤去し、孵化場の飼育池に直接登らせるという取組を行っている所もありますが、増殖事業を安定的に行う一方で野生魚を活用した資源利用を進めていくという方向で道の方でも取組を進めている状況にあります。

(会 長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

( ありません )

(会 長)

他にご意見がないようでございますので、議案第1号については、原案どおり決定し委員会指示を発動することとします。なお、試験研究等の目的で魚類採捕の承認申請があった場合の対応につきましては、私に一任願いたいと思います。

続きまして、議案第2号の「水域利用調整区域の指定に係る意見について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号の「水域利用調整区域の指定に係る意見について」ご説明いたします。

右上に資料2と記載した資料をご覧ください。本件は、知事が「プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」に基づき、プレジャーボート等の事故防止を図るために、プレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動を制限し、又は禁止を行う水域利用調整区域の指定を行うための意見照会でございます。条例の第19条で指定の手続きが定められており、知事は、水域利用調整区域の指定が漁業権の侵害防止等に関するものであるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされ、内水面については当委員会への意見照会となったところでございます。平成28年度に洞爺湖が初めて指定されて以来、毎年意見照会されているものでございます。資料の1ページが知事からの意見照会文となります。資料の2ページが水域利用調整区域申請一覧表でございます。7番目が今回意見照会の対象となる壮瞥町からの指定の申し出でございます。これらの7件につきましては、5月30日に開催されました北海道水域利用調整協議会において、水難事故防止の観点から、継続指定について承認されております。資料の3ページからが壮瞥町からの申出書でございます。これまで同様、非動力船利用者の安全確保のために指定を申し出ています。5ページが指定区域の概念図、6ページの台形状に塗りつぶされた範囲となります。洞爺湖漁協の意見書が8ペ

ージとなりますが、異議のない旨回答しますとなっています。漁業権が設定されている洞爺湖において、漁業権者であります洞爺湖漁業協同組合から異議のない旨回答が得られておりますので、水域利用調整区域の指定については支障がないものと判断されるところと考えております。9ページは条例の抜粋を載せてあります。説明は以上でございます。

(会 長)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

( ありません )

(会 長)

質問などがなければ意見がないものとして回答させていただいてよろしいでしょうか。

( はいの声あり )

(会 長)

それでは、そのように決定します。回答する文面については、私に一任いただきたくよろしく申し上げます。

その他に移ります。委員の皆様から何かございますか。

(鈴木委員)

全内漁管連会報の中に内水面の鳥類による食害対策とあります。サギとかカワウによる被害が結構あり、(振興局の)環境生活課に狩猟による駆除申請を出していますが2カ月間しか出してくれません。今後、被害の増加が予想されるので、もう少し長い期間、駆除できるようお願いできないでしょうか。

(会 長)

お手元にお配りした全内漁管連会報の中に中央提案行動についての記載があります。これについては、毎年10月位に各内水面漁場管理委員会にアンケート調査を行い、被害が発生している魚種などを全国内水面漁場管理委員会連合会が取りまとめて、関係省庁に要請している内容が書かれています。被害が発生しているのでありましたら、具体的な状況を事務局の方につないでいただければと思っております。他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(大井委員)

過去にも質問したことがあるのですが、斜里川と千歳川ですが、この2河川はずっと毎



年この時期に委員会指示をかけています。そもそも委員会指示は、永続的なものではないものだと考えていますが、良いとか悪いとかでなく他に手法はないのでしょうか。さけの増殖に重要なら規則に設けるとか、釣り人的に見ればどこかで規制がかかっていけばいいのではないかと思います。重要河川だというのであれば、毎年、委員会指示をかけるのではなく他に手法はないのでしょうか。千歳川は規制のエリアが変わったということもあるから委員会指示をかけておいた方がいいのかなと思いますが、どうなのだろうと思ったので意見として述べさせていただきます。以上です。

(会 長)

ご意見ということですが、漁業管理課の方から何かございますか。

(佐藤主査)

規制の方法としては、大井委員のおっしゃるとおり北海道漁業調整規則に定める方法と委員会指示による方法がございますが、資料1の17ページにありますとおり、対象の河川とか区域、期間など増殖事業の捕獲の状況などに応じて見直しをしながら行っているということもありまして、規則で定めるということになりますと、それが固定した規制になることから委員会指示で行ってきたところでございます。今回の意見を踏まえまして、規制の内容を含め引き続き検討していきたいと思っております。

(杉若委員)

千歳川と斜里川は、7年位前までは単なる密漁防止のために委員会指示をかけるという考えだったと思います。北海道の河川はどこでもさけ・ますの採捕が禁止されているのにどうして委員会指示をかけるのか疑問があります。理由書の中に釣り人を装って密漁している。それによって親魚に傷がつく。ヤマベを釣りにきてたまたまサケがかかる。それをリリースしたとしても傷がつくので、釣り人そのものを規制しましょうという理論からこうなった。ただ、昨年、千歳川の捕獲数が50万尾、今年の様子を見て来年、意見しようかどうか思っていたのですが、そこまで多くなると釣り人がどうということはないのですよね。複雑な問題があって捕獲数が計画数に対して何百パーセントだけど採卵数は100数パーセントに収まっている。ここの数字のからくりは何なんだと気がつく人が出てくる。いろいろ問題がでてくる部分なのですよね。先ほど、野田課長から少し話があったのですが50数万尾を捕っても採卵数は計画数よりも少し多い位、ほかの親魚はどこにいったのか。その程度だから、密漁はダメですが、他の魚を狙っている釣り人がたまたまサケを引っかけて傷をつけても大丈夫ではないのか。理論構築が崩れてしまうのです。その辺をこれから整理した方が良いでしょう。回答は不要です。

(会 長)

回答は不要とのことですが、千歳川の根志超橋から捕獲場までは深みになっていて魚が滞留する非常に重要な場所です。ここでサケを目的としない釣りをすることによって、

そこにたまる魚に傷がつくことになるということもありまして、魚類の採捕を禁止する今のような形になったわけでございます。

(大井委員)

計画に対して捕獲尾数があまりにも多いですね。10倍の捕獲、計画って何だろう。もう少し具体的に何でこんなに捕れるのですか。

(野川会長)

そ上した親魚を全て利用しているわけではないのです。遡上が少ない場合はその中から採卵しますが、遡上が多い場合はできるだけ傷がついた魚を使わないようにするとか、ある程度選抜し良い魚から良い卵を捕るといことがあって、当然、計画よりも多く捕獲するということが現実としてあります。それから、計画としては、どこに移植するということを前提に計画に入っていますが、本州から種卵の移植をしてほしいという要望があれば、当然その分は計画数よりも多く捕ることもあります。

(杉若委員)

どうして2河川の魚が多いのですかということですか。あと年変動があるということですか。

(山口委員)

資料1の15ページのサクラマスについてですが、千歳川の捕獲計画が130尾で実績が803尾、採卵数の計画が13万粒で実績は計画通りの13万粒、そうすると600位の魚はどうなったのでしょうか。

(佐藤主査)

捕獲の達成率が617パーセントで採卵数の達成率が100パーセント、計画を上回っている親魚の部分についてのご質問でありますけど、先ほど、サケの話の中でもありました良質卵を確保するために計画以上の親魚を捕獲して、その中から質の良い卵を捕って健康な稚魚を育成し放流するような取組を増殖事業団体が実施しておりまして、親魚の扱いにつきましては、増殖事業団体の方で行っておりまして、具体的なことについては存じておりませんが、良質卵を捕るための取組の結果として行われたと思っております。

(山口委員)

親魚を600パーセント捕っているので5倍位の魚は卵が入ったまま・・・、どこかにいったのでしょうか。

(会 長)

この表には捕獲の計画と実績の数しか入っていませんが、サクラマスは蓄養して卵を

捕るのが難しいのです。蓄養する場所があまりないということもあって、途中で水カビ病などで斃死する魚もいて、この分も尾数に含まれているものと思われます。この数字だけではちょっと解りません。

(杉若委員)

サクラマスはサケと事情が異なって川にもよりますが、5とか6月から蓄養を開始する川もあります。採卵は9月です。どうしても夏の高水温時期には、せっかく捕った親魚がどんどん死んでいくのです。親魚使用率という数字があるのですが、悪い川だと10とか15パーセント程度しか親魚が残らないのです。千歳川は、かなり早い時期から遡上してくるので、ある程度の魚を計画以上に確保しておかないと採卵計画を達成できないということがサクラマスに関してはあります。

(会 長)

他にご意見はございませんか。

〔ありません〕

(会 長)

ないようですので、これで本日の委員会は終了します。ご苦勞様でした。